省　令

○環境省令第五号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

環境大臣　石原　宏高

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令を廃止する省令

環境大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府令第九十八号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○内閣府告示第九号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号の規定に基づき、災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件（昭和三十七年八月六日総理府告示第二十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年三月十三日

内閣総理大臣　高市　早苗

「西濃運輸株式会社」を「西濃運輸株式会社　日本航空株式会社　全日本空輸株式会社」に改める。

○国家公安委員会告示第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十三日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。 一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	
路線名	区間
［略］	
鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで	鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで
九号	
出雲市から大田市まで	江津市から浜田市後野町まで
浜田市下府町から益田市まで	
［略］	
飯田市山本から同市上久堅まで	浜松市天竜区から同市浜名区まで
四百七十四号	
［略］	

改正前	
［同上］	
路線名	区間
［同上］	
鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで	鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで
九号	
出雲市から大田市まで	江津市から浜田市後野町まで
浜田市下府町から益田市まで	
［略］	
飯田市山本から同市上久堅まで	浜松市天竜区から同市浜名区まで
四百七十四号	
［略］	

［一～四　略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

改正前	
［同上］	
路線名	区間
［同上］	
鳥取県東伯郡北栄町から島根県八束郡玉湯町まで	鳥取市から鳥取県東伯郡湯梨浜町まで
九号	
出雲市から大田市まで	江津市から浜田市後野町まで
浜田市下府町から同市三隅町まで	
［同上］	
飯田市山本から同市上久堅まで	新城市から浜松市まで
四百七十四号	
［同上］	

［一～四　同上］

附　則

この告示は、令和八年三月十四日から施行する。ただし、第一号の表九号の項の改正規定は、同月二十八日から施行する。

○こども家庭庁厚生労働省告示第一号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年厚生労働省令第一号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項、第三十条第三項及び附則第二十二条第四項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十三日

こども家庭庁長官　渡辺由美子

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	**別表**
介護給付費等単位数表	介護給付費等単位数表
第１～第14　（略）	第１～第14　（略）
第14の２　就労定着支援	第14の２　就労定着支援
１　就労定着支援サービス費（１月につき）	１　就労定着支援サービス費（１月につき）
(1)～(7)　（略）	(1)～(7)　（略）
注１～９　（略）	注１～９　（略）